

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義
共和国との間の条約

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下「両締約国」という。）は、
刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、
これらを促進するためには、犯罪を行った結果として本国の外において自由を奪われている者に対し自己
の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの者をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができるなどを考慮し
て、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

(a) 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であつて自由の剥奪を伴

うものをいう。

(b) 「刑を言い渡された者」とは、いずれか一方の締約国の領域内で刑を言い渡された者であつて当該一方の締約国又は他方の締約国の領域内で当該刑に服しているものをいう。

(c) 「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定又は命令をいう。

(d) 「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国をいう。

(e) 「受入国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

第二条 一般原則

1 各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従つて協力のための最大限の措置をとることを約束する。

2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従つて移送国の領域から受入国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、移送国又は受入国に対し、この条約に従つて移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3 移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができる。

第三条 移送の条件

1 刑を言い渡された者については、次に掲げる条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

- (a) 日本国が受入国である場合には、刑を言い渡された者が日本国民又は日本国の国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の適用を受けるその他の者であること。
 - (b) ベトナム社会主義共和国が受入国である場合には、刑を言い渡された者がベトナム国民であること。
 - (c) 判決が確定していること。
 - (d) 移送の要請があつた時に、刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも一年の期間が残っていること又は刑の期間が定められていないこと。
 - (e) 刑を言い渡された者が移送に同意していること。
- 刑が科せられる理由となつた作為若しくは不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること又は当該作為若しくは不作為が受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

(f) 移送国及び受入国が移送に同意していること。

2 両締約国は、刑を言い渡された者の刑に服すべき期間が1(c)に規定する期間よりも短いときにおいても、移送に同意することができる。

第四条 中央当局

1 各締約国は、次条、第六条及び第十三条の規定に基づく両締約国間の連絡を円滑にするため、中央当局を指定する。

(a) 日本国については、中央当局は、外務省とする。

(b) ベトナム社会主義共和国については、中央当局は、公安省とする。

2 1に規定する各条の規定に基づく両締約国間の連絡は、中央当局を通じて行う。この2の規定にかかわらず、緊急その他特別の事情がある場合には、それぞれの国の法令に定めるところにより、日本国法務省及びベトナム社会主義共和国公安省は、直接相互に連絡することができる。

第五条 要請及び回答

1 移送の要請及び回答は、書面により行う。

- 2 要請を受けた締約国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請を行つた締約国に通報する。

第六条 移送に関する手続

- 1 移送国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。
- 2 移送国は、刑を言い渡された者がこの条約に従つて移送されることについて移送国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、受入国に対してその旨を書面により通報する。
- 3 2の通報には、次に掲げる事項を含む。
 - (a) 刑を言い渡された者の氏名、国籍、写真、生年月日及び出生地
 - (b) 刑を言い渡された者が受入国に住所を有する場合には、受入国における住所
 - (c) 刑の根拠となつた事実の説明
 - (d) 刑の性質、期間、開始日及び終了日
- 4 移送国は、刑を言い渡された者がその移送について受入国に対して関心を表明した場合には、受入国の

要請により3に掲げる事項を受入国に対して書面により通報する。

5 受入国は、移送国の要請があつた場合には、受入国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、

移送国に対して次に掲げる文書又は説明書を提供する。

- (a) 刑を言い渡された者が受入国の国民であること又は日本国が受入国である場合には刑を言い渡された者が第三条1(a)に規定するその他の者であることを示す文書又は説明書

(b) 移送国において刑が科せられる理由となつた作為若しくは不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること又は当該作為若しくは不作為が受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す受入国の関係法令の写し

(c) 受入国による刑の執行方法に関する説明書

6 移送国は、移送の要請が行われた場合には、移送国又は受入国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、受入国に対して次に掲げる文書又は説明書を提供する。

- (a) 判決及び判決の根拠となつた法令の写し

(b) 既に刑に服した期間を明示する説明書（刑の減免その他刑の執行に関連する事項についての情報に係

るものと含む。）

(c) 第三条1(d)に規定する移送についての同意を記載した書面

(d) 刑を言い渡された者の医療若しくは社会生活に関する報告書又は刑事施設における行状に関する報告書、移送国における刑を言い渡された者の処遇に関する情報及び受入国における移送後の刑を言い渡された者の処遇に関する意見に関する文書

7 移送国又は受入国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、5又は6に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

8 移送国又は受入国は、刑を言い渡された者に対し、2及び4の規定に従つてとつた全ての措置並びにいづれかの締約国が移送の要請について行つた全ての決定を書面により通知する。

第七条 同意及びその確認

1 移送国は、第三条1(d)の規定に従つて移送に同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもつて、同意することを確保する。その同意に関する手続は、移送国の法令により規律される。

2 移送国は、受入国に対し、同意が1に定める条件に従つてなされたことを領事又は受入国の指定する他の公務員を通じて確認する機会を与える。

第八条 移送国に対する移送の効果

1 受入国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、移送国における刑の執行を停止する効力を有する。

第九条 刑の執行の継続

1 受入国は、自国の法令に従つて必要な措置をとることにより移送国との刑の執行を継続する。

2 移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令（拘禁その他の形態の自由の剥奪に服する条件を規定するもの及び仮釈放その他の措置による拘禁その他の形態の自由の剥奪の期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

3 受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

4 もつとも、受入国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する

場合には、自国の法令に従つて必要な措置をとることにより、移送国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。受入国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間に関する限り合致するものとする。受入国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間について、移送国において命ぜられた制裁よりも重いものであつてはならない。

第十条 特赦、大赦及び減刑

各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第十二条 判決に対する再審

移送国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

第十三条 刑の執行の終了

受入国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて移送国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

第十四条 刑の執行に関する情報

受入国は、次に掲げる場合には、移送国に対して刑の執行に関する情報を提供する。

- (a) 刑の執行が終了したと受入国が認める場合
- (b) 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走し、又は死亡した場合
- (c) 移送国が特に報告を求める場合

第十四条 言語及び費用

- 1 移送の要請及び回答並びにこの条約に従つて提供する情報、文書及び説明書は、これらの宛先となる締約国の言語又は英語により提供する。
- 2 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除くほか、受入国が負担する。

第十五条 協議

両締約国は、いずれかの締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

第十六条 見出し

この条約中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を

及ぼすものではない。

第十七条 効力発生及び終了

1 この条約は、両締約国がこの条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

3 いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

4 この条約は、終了の日の前にこの条約に従つて移送された刑を言い渡された者の刑の執行について引き続き適用する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十九年七月一日に東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

阿部俊子

ベトナム社会主义共和国のために

レー・クイ・ヴァン